

利用約款 (重要事項説明書)

医療法人静和会 介護老人保健施設
あさいケアセンター

あさいケアセンター利用約款・・・・・・・・・・・・・・・・	P3～P6
＜別紙１＞あさいケアセンターのご案内・・・・・・・・	P9～P12
＜別紙２＞介護老人保健施設サービスについて・・・・	P13～P18
＜別紙３＞短期入所療養介護について・・・・・・・・	P19～P22
＜別紙４＞通所リハビリテーションについて・・・・	P23～P28
＜別紙５＞介護予防通所リハビリテーションについて・・	P29～P30
＜別紙６＞介護予防短期入所療養介護について・・・・	P31～P34
＜別紙７＞(介護予防)訪問リハビリテーションについて・	P35～P42
＜別紙８＞個人情報の利用目的・・・・・・・・・・・・	P43
＜別紙９＞国が定める利用者負担限度額段階 （第１～３段階）に該当する利用者等の負担額・・・・	P44
利用同意書・・・・・・・・・・・・・・・・	P45

あさいケアセンター 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 あさいケアセンター（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和8年8月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1～別紙8の改定が行われたい限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てるものとします。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること。

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を限度100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体引取について身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主事者に引き取っていただくことが出来ます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることが出来ます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 前項に定める行為のほか、身元引受人、利用者の家族、親族、後見人、関係者その他来訪者が、次条(第5条第1項第6号)に該当する社会通念上不相当な行為(暴力、暴言、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影及びSNS・インターネット等への投稿や脅迫等)を行った場合も、同様に新たな身元引受人の選任を求めるか、又は第5条に基づく利用解除の措置を講じることがあります。

6 身元引受人からの請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ②当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
 - ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供が行えないと判断された場合
 - ④利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
 - ⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥事業所内でのお客様(利用者)本人のほか、その家族、親族、後見人、関係者その他来訪者が、当施設の職員又は他のお客様に対し、社会通念上不相当な行為(暴力、暴言、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座強要、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影及びSNS・インターネット等への投稿や脅迫等)を行い、それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合。前項6号に該当する行為が犯罪に該当すると判断した場合は、当施設は直ちに関係機関(警察・行政機関等)へ通報措置を講じます。
 - ⑦第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにも拘わらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑧天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービス・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの対価として、別紙2～別紙7の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 1 当施設は、利用者、身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日に発行し、所定の方法により郵送する。利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月末までに予め指定した口座より引き落とすものとする。ただし事情により口座での引き落としを希望しない場合は、事務窓口にて直接支払うこととします。
- 2 当施設は、利用者又は身元引受人から1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を次月の請求書に同封するか、又は別途郵送します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、コピーを求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえこれに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、コピーを求めたときは、閲覧、コピーを必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、コピーに反対する意思表示をした場合その他利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、コピーに応じないことがあります。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適応されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、コピーを求めたときは、利用者及び身元引受人の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収の上これに応じます。但し、利用者の利益に反する恐れがあると当施設が判断した場合は、閲覧、コピーに応じないことがあります。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待・ハラスメント防止の取り組み)

- 第9条 相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。
- 2 虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。
 - 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙8のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター「介護予防支援事業所」)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第 11 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 12 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(事業継続計画の策定等)

- 第 13 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じます。また、職員に対する周知・研修・訓練を実施し、計画の見直しを行います。

(感染症対策)

- 第 14 条 感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備・対策を検討する委員会の定期的開催と職員への周知・研修や訓練の実施等を行っています。

(ご意見・ご要望及び苦情等の相談)

- 第 14 条 ご意見・ご要望等がございましたら担当相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設に備えつけられた「一言ボックス」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。
- また、当施設の提供する介護老人保健施設サービスに対しての苦情等がございましたら、遠慮なくお申し出下さい。
- 苦情受付窓口担当：あさいケアセンター 事務課 (TEL0475-58-6781)
- 尚、下記窓口においてもご意見・ご要望及び苦情を受け付けております。

東金市市民福祉部高齢者支援課
283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1
(TEL0475-50-1211)

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係
263-0016 千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3
(TEL043-254-7428)

(賠償責任)

第 15 条 当施設が、サービスの提供に伴って利用者に損害を与えた場合は、その責に帰すべき範囲で損害を賠償します。

2 利用者が、当施設に損害を与えた場合は、その責に帰すべき範囲で、利用者及び身元引受人が連帯して損害を賠償します。

(利用契約に定めのない事項)

第 16 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して解決することとします。

<別紙 1>

あさいケアセンターのご案内
(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名：あさいケアセンター
- ・開設年月日：平成２年１１月２０日
- ・所在地：千葉県東金市家徳１５７－１
- ・電話番号：0475-58-6781(代) ・ファックス番号：0475-58-8213
- ・代表者名：理事長　浅井　禎之
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1250880013号）
訪問リハビリテーション（1271801472号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、（介護予防）短期入所療養介護や（介護予防）通所リハビリテーションや（介護予防）訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

「当施設の理念と方針」

理念・・・人は、生きていることに意義があるのです。私たちは、認知症高齢者、虚弱高齢者の方に、無^{むげん}倦（あきらめない）の気持ちを大切にして生きることのお手伝いをします。

そうすることで不運ではあるけれど不幸にさせないようにいたします。

方針・・・（Ⅰ）認知症高齢者と虚弱高齢者の在宅介護を支援します。

誰でも、老後は自分の家族あるいは住み慣れた地域で生活したいものです。それができるように、通所リハビリテーション、短期入所等で支援します。在宅介護が困難になったときは、入所サービスもご利用いただけます。そのときも、面会、外泊あるいは年間行事などを通じて、いつでも「家族とともに」あるようにします。

(Ⅱ) 利用者にとって良質な介護を効率的に提供します。

介護をするときは、そうせずにはいられない感情の動きと、自然の法則に沿った科学的裏付けに基づく介護であるかどうかを考えて、質の向上に努めます。

(3) 施設の職員体制

職 種	介護保健施設サービス 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション		職 務	備考（兼務等の状況）
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管理者 （施設長） 医 師	1 人	0. 1 5 人	人	人	施設、職員及び 業務の管理 利用者の健康管理	常勤医師が管理 者を兼務 通所と兼務
薬剤師		0. 3 8			薬の調剤	
看護職員	1 1		1		利用者の看護	
介護職員	2 8		1 7		利用者の介護	
支援相談員	2				利用者家族の相談援助	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2	0. 3	2		機能回復訓練の実施	
管理栄養士	1				利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	2				ケアプランの策定	
調理員	適当数				入所者の食事調理	
事務職員	適当数				事務全般	
その他	適当数					
合計	4 7 + 適当数	0. 8 8	1 7 + 適当数	0. 6		

非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入。

(4) 入所定員等 ・定員 1 1 5 名（うち認知症専門棟 5 0 名）

・療養室 個室 2 9 室 2 人床室 7 室 4 人床室 1 8 室

(5) 通所定員 2 0 0 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～ 9時00分
昼食※12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
※通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションのみ
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。通所リハビリテーション利用者は週3回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称：医療法人静和会 浅井病院
 - ・住 所：千葉県東金市家徳38-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称：医療法人静和会 浅井病院歯科
 - ・住 所：千葉県東金市家徳38-1

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・ 面会は、午前9:30～11:00、午後13:00～15:00の間でお越し下さい。ご面会の際は、面会票をご記入いただき面会簿箱にお入れ下さい。
- ・ 洗濯物の交換は、原則8:00～20:00の間にお越しく下さい。
※感染症対策に応じて面会の制限等を行う場合があります。
- ・ 事業所内でのお客様本人のほか、その家族、親族、後見人、関係者その他来訪者の次の行為はご遠慮下さい。
事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為。（※1）それにより

安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービス利用を制限又は中止する場合があります。また、行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影及びSNS・インターネット等への投稿や脅迫等。

- ・ 外出・外泊の際は、原則として2～3日前迄に期日等をご連絡下さい。
- ・ 飲酒は、原則ご遠慮下さい。
- ・ 施設内の喫煙は、ご遠慮下さい。
- ・ 私物(電気製品等含む)のお持ち込みは原則ご遠慮下さい。

但し、自己管理可能な方に限りお持ちいただくことは可能です。紛失、破損に関しては、当施設では一切の責任は負いかねますのでご了承下さい。

- ・ 金品は、お持ちにならないようお願いいたします。但し自己管理可能な方に限り小銭(電話・自販機での飲料代等)を少額お持ちになるのは結構です。紛失に関しては、当施設では一切責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ・ 入所期間中は、外泊時の受診は医療保険が利用出来ないことになっています。受診する場合は前もって支援相談員にご相談下さい。
- ・ 宗教活動は、原則ご遠慮下さい。
- ・ ペットの持ち込みは、原則ご遠慮下さい。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓。
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して利用いただくため「営利行為、特定の政治活動」は禁止します。

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

<別紙2>

介護老人保健施設サービスについて
(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護老人保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護が常勤しています。ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は介護保険負担割合が1割の方の1日あたりの自己負担分です。尚、負担割合が2割または3割の方は負担額が異なります。

尚、「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額については<別紙9>をご覧ください。

また、基本料金及び加算の一部は当施設の施設類型に応じて変更する場合があります。

【超強化型の場合】

<従来型個室>

・要介護1	788 円
・要介護2	863 円
・要介護3	928 円
・要介護4	985 円
・要介護5	1,040 円

<2・4人床室>

・要介護1	871 円
・要介護2	947 円
・要介護3	1,014 円
・要介護4	1,072 円
・要介護5	1,125 円

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)として、1日につき51円が加算されます。

【在宅強化型の場合】

<従来型個室>

・要介護1	788 円
・要介護2	863 円
・要介護3	928 円
・要介護4	985 円
・要介護5	1,040 円

<2・4人床室>

・要介護1	871 円
・要介護2	947 円
・要介護3	1,014 円
・要介護4	1,072 円
・要介護5	1,125 円

【加算型の場合】

＜従来型個室＞

・要介護 1	717 円
・要介護 2	763 円
・要介護 3	828 円
・要介護 4	883 円
・要介護 5	932 円

＜2・4人床室＞

・要介護 1	793 円
・要介護 2	843 円
・要介護 3	908 円
・要介護 4	961 円
・要介護 5	1,012 円

＊在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）として、1日につき51円が加算されます。

【その他の加算】

次の項目が加算されます。

- ＊入所者で退所が見込まれその居宅に於いて試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として1日につき800円が加算されます。
- ＊入所者が退所し再入所する際に、栄養管理が大きく異なる場合に再入所時栄養連携加算として1回につき200円が加算されます。
- ＊多剤投与されている入所者の処方方針を施設医とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬した場合に、かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）140円／かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）70円／かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）240円／かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅳ）100円がそれぞれ加算されます。
- ＊入所者の褥瘡発生を予防するため定期的な評価を実施し、計画的に管理した場合は、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）3円／褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）13円が加算されます。
- ＊排泄障害等のため、排泄に介護を要する場合に、計画に基づき支援した場合に排泄支援加算（Ⅰ）10円／排泄支援加算（Ⅱ）15円／排泄支援加算（Ⅲ）20円／が、それぞれ加算されます。
- ＊継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、自立支援促進加算として300円が加算されます。
- ＊入所者ごとに基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報をフィードバックし介護計画を見直すなどの取り組みを行った場合は、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）40円／科学的介護推進体制加算（Ⅱ）60円が、それぞれ加算されます。
- ＊入所者に対し事故発生防止の指針の作成、委員会の開催、職員への外部研修等をはじめ組織的な安全対策を実施している場合には安全対策体制加算20円が加算されます。
- ＊医師の指示に基づき提供された適切な栄養量及び内容の食事に、1食につき療養食加算6円が加算されます。
- ＊認知症専門棟に入所される方は、認知症ケア（専門棟）加算76円が加算されます。
- ＊認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐ他、あるいは出現時に早期に対応するため取組をおこなった場合に、認知症チームケア推進加算（Ⅰ）150円／認知症チームケア推進加算（Ⅱ）120円が、それぞれ加算されます。
- ＊医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）258円／短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）200円がそれぞれ加算されます。
- ＊認知症であると医師が判断し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、集中的にリハビリテーションを個別に行った場合は、入所の日から起算して3月以内に限り1週に3日を限度として認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）240円／認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）120円が、それぞれ加算されます。
- ＊若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合には、若年性認知症入所者受入加算として120円が加算されます。
- ＊入所者にターミナルケアを行い（Ⅰ）死亡日以前31日以上45日以下については1日に

- つき 72 円を、(Ⅱ) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下については 1 日につき 160 円を、
 (Ⅲ) 死亡日の前日及び前々日については 1 日につき 910 円を、(Ⅳ) 死亡日については
 1 日につき 1,900 円を死亡月にターミナルケア加算がそれぞれ加算されます。
- 尚、事情により当施設を退所し、月をまたがり退所の翌月に死亡した場合は、当施設利用期間中の上記加算が発生します。
- *管理栄養士が、継続的に入所者ごとの継続的な栄養管理を強化した場合は、栄養マネジメント強化加算 11 円が加算されます。
 - *医師の指示により、経管栄養から経口摂取へ移行時 (180 日以内) に限って、経口移行加算 28 円が加算されます。
 - *摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し管理栄養士が栄養管理を行った場合は、経口維持加算 (Ⅰ) 400 円が加算されます。また医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、経口維持加算 (Ⅰ) に加えて経口維持加算 (Ⅱ) 100 円が加算されます。
 - *歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを行った場合に、1 月につきそれぞれ口腔衛生管理加算 (Ⅰ) 90 円／口腔衛生管理加算 (Ⅱ) 110 円が加算されます。
 - *入所後 30 日間に限って、初期加算 (Ⅰ) 60 円／初期加算 (Ⅱ) 30 円が、それぞれ加算されます。
 - *入所期間が 1 ヶ月を超えると見込まれる入所者で、入所予定日 30 日以内又は入所後 7 日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的として施設サービス及び診療方針の決定をおこなった場合に、入所前後訪問指導加算 (Ⅰ) として 450 円、入所前後訪問指導加算 (Ⅱ) として 480 円が加算されます。
 - *退所の際は、試行的退所時指導加算 400 円／退所時情報提供加算 (Ⅰ) 500 円／退所時情報提供加算 (Ⅱ) 250 円／入退所前連携加算 (Ⅰ) 600 円・入退所前連携加算 (Ⅱ) 400 円が適宜加算されます。
 - *退所の際に、介護保険施設・医療機関等に栄養管理に関する情報を提供した場合に、退所時栄養情報連携加算として 70 円が加算されます。
 - *入所者の退所時に医師が訪問看護が必要であると認め、訪問看護ステーションに対して入所者の同意を得て訪問看護の指示書を交付した場合に訪問看護指示加算として 300 円が加算されます。
 - *入所者の病状が重篤となり救急救命医療が必要となる場合において、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、緊急時治療管理加算 518 円が加算されます。
 - *外泊の際は、外泊初日と最終日以外は、1 ヶ月あたり 6 日を上限とし、上記施設利用料に代えて 362 円が加算されます。
 - *介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上である場合には、サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22 円が加算されます。
 - *夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合に於いては、夜勤職員配置加算として 24 円が加算されます。
 - *入所者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、1 日につき認知症専門ケア加算 (Ⅰ) として 3 円・認知症専門ケア加算 (Ⅱ) として 4 円がそれぞれ加算されます。
 - *肺炎、尿路感染症、带状疱疹の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等をおこなったときは、所定疾患施設療養費 (Ⅰ) / (Ⅱ) として 1 月に 1 回、連続する 7 日を限度としてそれぞれ 239 円 / 480 円が加算されます。
 - *入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提供し、その内容を適切かつ有効に情報を活用した場合は、リハビリテーション計画書情報加算 (Ⅰ) 53 円 / リハビリテーション情報加算 (Ⅱ) 33 円が、それぞれ加算されます。

- *医師が、認知症の行動・心理状態と認め、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当と判断した場合には、認知症行動・心理症状緊急対応加算として 200 円が加算されます。
- *介護ロボットや ICT 等の導入・見守り機器等のテクノロジーを導入し業務改善を継続的行った場合は、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100 円／生産性向上推進体制加算（Ⅱ）10 円がそれぞれ加算されます。なお、見守り機器が必要と判断した場合は入所者又は家族に説明を行い設置します。
- *感染症が発生した場合や感染者の療養を行うこと、他の入所者への感染拡大を防止する連携体制・指導を医療機関と行った場合は、高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）10 円／高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）5 円が、それぞれ加算されます。
- *新興感染症の発生時等において、施設内で感染した者に対して、必要な医療やケアを提供した場合、1 月に 1 回連続 5 日間を限度に新興感染症等施設療養費として、240 円が加算されます。
- *協力医療機関との実効性のある連携体制を構築し定期的な入所者の現病歴等の情報共有を行った場合は、協力医療機関連携加算（Ⅰ）100 円（令和 6 年度）・50 円（令和 7 年度から）／協力医療機関連携加算（Ⅱ）5 円が、それぞれ加算されます。
- *虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として 100 分の 1 が減算されます。
- *感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制の計画の策定を未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として 100 分の 3 が減算されます。
- *身体拘束等の適正化のための措置が講じてられていない場合は、身体拘束廃止未実施減算として 100 分の 90 が減算されます。
- *上記に各種加算を加えて算定した額に、1000 分の 97 に乗じた額を、介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）として加算されます。更に地域区分 7 級地として 1000 分の 14 を乗じた額が加算されます。

（２） その他の利用料

- ① 食費（１日当たり） 1,800 円（内訳 朝 400 円 昼 750 円 夕 650 円）
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 居住費（療養室の利用費）（１日当たり）
 - ・従来型個室 1,728 円
 - ・多床室 567 円
 （ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
- ③ 特別な室料（１日当たり）
 - ・従来型個室 2,200 円（認知症専門棟は除く）
 - ・２人床室 1,650 円（認知症専門棟は除く）
- ④ 理美容代 2,100 円/回
- ⑤ 日用品費 400 円/日（石鹸、歯ブラシ、シャンプー、ティッシュ、化粧品、おしぼり、タオル等）
教養娯楽費 200 円/日（レクリエーション材料、新聞、週刊誌、趣味の材料費等）
- ⑥ リハビリ衣 外部委託のリース会社に依頼 450 円/日（税込）
- ⑦ その他 利用者が選定する特別な食事を依頼される場合にお支払いいただきます。（その都度実費相当）

(3) お支払い方法

- ・ 利用料は、月末に締めまして翌月 10 日過ぎに請求書を郵送いたします。
- ・ 利用料は、原則として下記のとおり口座引落としてお願いします。
 - i) 利用料は、月末締め翌月 27 日に引落とされます。但し 27 日が土曜日、日曜日、祝祭日と重なった場合は 28 日もしくは 29 日に引落とされます。尚、領収書は、次月の請求書に同封、又は別途郵送いたします。
 - ii) 「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」は、利用開始月の 20 日までにお持ち下さい。20 日以降に「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」が届かなかった場合は、2 ヶ月分の施設ご利用料をまとめて引落させていただきます。
 - iii) 口座引落とし手数料として、毎月 90 円／回が発生します。

<別紙3>

短期入所療養介護について
(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

利用のお申込みに当、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者及び利用者の身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は介護保険負担割合が1割の方の1日あたりの自己負担分です。尚、負担割合が2割または3割の方は負担額が異なります。

尚、「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額については<別紙9>をご覧ください。

また、基本料金及び加算の一部は、当施設の施設類型に応じて変更する場合があります。

【超強化型の場合】

<従来型個室>

・要介護1	819 円
・要介護2	893 円
・要介護3	958 円
・要介護4	1,017 円
・要介護5	1,074 円

<2・4人床室>

・要介護1	902 円
・要介護2	979 円
・要介護3	1,044 円
・要介護4	1,102 円
・要介護5	1,161 円

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)として、1日につき51円が加算されます。

【在宅強化型の場合】

<従来型個室>

・要介護1	819 円
・要介護2	893 円
・要介護3	958 円
・要介護4	1,017 円
・要介護5	1,074 円

<2・4人床室>

・要介護1	902 円
・要介護2	979 円
・要介護3	1,044 円
・要介護4	1,102 円
・要介護5	1,161 円

【加算型の場合】

<従来型個室>

・要介護1	753 円
・要介護2	801 円
・要介護3	864 円
・要介護4	918 円
・要介護5	971 円

<2・4人床室>

・要介護1	830 円
・要介護2	880 円
・要介護3	944 円
・要介護4	997 円
・要介護5	1,052 円

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)として、1日につき51円が加算されます。

【その他の加算】

次の項目が加算されます

- *入所者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、1日につき認知症専門ケア加算（Ⅰ）として3円・認知症専門ケア加算（Ⅱ）として4円がそれぞれ加算されます。
- *医師の指示せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容の食事に、1食につき療養食加算8円が加算されます。
- *難病や癌末期での要介護者など、医療のニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅中重度者等の生活の質の向上、家族等の介護負担軽減等の観点から日帰り利用を行った場合、下記の特定介護老人保健施設短期入所療養介護費が加算されます。

（1） 3時間以上4時間未満	664 円
（2） 4時間以上6時間未満	927 円
（3） 6時間以上8時間未満	1,296 円
- *医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が共同して個別リハビリテーション計画を作成し行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として240円が加算されます。
- *医師が認知症の行動・心理症状と認め、在宅での生活が困難であり緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した場合、認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日限度）200円が加算されます。
- *短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、7日を限度として90円が加算されます。
- *若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合には、若年性認知症利用者受入加算1として120円／若年性認知症利用者受入加算2として60円がそれぞれ加算されます。
- *計画的な医学的管理を継続し、療養上必要な処置を行った場合には、重度療養管理加算1として120円／重度療養管理加算2として60円がそれぞれ加算されます。
- *認知症専門棟に入所される方は、認知症ケア加算76円が加算されます。
- *入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき送迎加算として184円が加算されます。
- *短期入所を利用することが計画されていない要介護者に対し、治療管理を目的とし短期入所療養介護を利用した場合に総合医学管理加算として275円／日が加算されます。
- *利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により投薬、検査、注射、処置等を行った場合は緊急時治療管理加算518円が加算されます。
- *入所者に対してやむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、老人医科診療報酬点数表により算定する点数に10円を乗じた額を算定します。
- *介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上である場合には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円が加算されます。
- *夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合に於いては、夜勤職員配置加算として24円が加算されます。
- *事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下での歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合は、1月に1回に限り口腔連携強化加算50円が加算されます。
- *介護ロボットやICT等の導入・見守り機器等のテクノロジーを導入し業務改善を継続的行った場合は、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100円／生産性向上推進体制加算（Ⅱ）10円がそれぞれ加算されます。なお、見守り機器が必要と判断した場合は入所者又は家族に説明を行い設置します。
- *虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として100分の1が減算されます。

- *感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制の計画の策定を未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として 100 分の 3 が減算されます。
- *身体拘束等の適正化のための措置が講じてられていない場合は、身体拘束廃止未実施減として 100 分の 90 が減算されます。
- *上記に各種加算を加えて算定した額に、1000 分の 97 に乗じた額を、介護職員処遇改善加算（Ⅰ口）として加算されます。更に地域区分 7 級地として 1000 分の 14 を乗じた額が加算されます。

（２）その他の利用料

- ① 食費（１日当たり） 1,800 円（内訳 朝 400 円 昼 750 円 夕 650 円）
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 居住費（療養室の利用費）（１日当たり）
 - ・従来型居室 1,728 円
 - ・多床室 567 円
 （ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
- ③ 特別な室料（１日当たり）
 - ・従来型個室 2,200 円（認知症専門棟は除く）
 - ・２人床室 1,650 円（認知症専門棟は除く）
- ④ 理美容代 2,100 円/回
- ⑤ 日用品費 400 円/日（石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり、フェースタオル等）
教養娯楽費 100 円/日（レクリエーション材料、新聞、週刊誌、趣味の材料費等）
- ⑥ リハビリ衣 外部委託のリース会社に依頼。 450 円/日（税込）
- ⑦ その他 利用者が選定する特別な食事を依頼される場合にお支払いいただきます。（その都度実費相当）

（３）お支払い方法

- ・ 利用料は、月末に締めまして翌月 10 日過ぎに請求書を郵送いたします。
- ・ 利用料は、原則として下記のとおり口座引落としてお願いします。
 - i) 利用料は、月末締め翌月 27 日に引落とされます。但し 27 日が土曜日、日曜日、祝祭日と重なった場合は 28 日もしくは 29 日に引落とされます。尚、領収書は、次月の請求書に同封、又は別途郵送いたします。
 - ii) 「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」は、利用開始月の 20 日までにお持ち下さい。20 日以降に「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」が届かなかった場合は、2 ヶ月分の施設ご利用料をまとめて引落させていただきます。
 - iii) 口座引落とし手数料として、毎月 90 円／回が発生します。

<別紙4>

通所リハビリテーションについて

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者及び利用者の身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は介護保険負担割合が1割の方の1日あたりの自己負担分です。

尚、負担割合が2割または3割の方は負担額が異なります。

【通常規模の場合】

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	369 円
・要介護2	398 円
・要介護3	429 円
・要介護4	458 円
・要介護5	491 円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383 円
・要介護2	439 円
・要介護3	498 円
・要介護4	555 円
・要介護5	612 円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486 円
・要介護2	565 円
・要介護3	643 円
・要介護4	743 円
・要介護5	842 円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553 円
・要介護2	642 円
・要介護3	730 円
・要介護4	844 円
・要介護5	957 円

[5 時間以上 6 時間未満]

・要介護 1	622 円
・要介護 2	738 円
・要介護 3	852 円
・要介護 4	987 円
・要介護 5	1,120 円

[6 時間以上 7 時間未満]

・要介護 1	715 円
・要介護 2	850 円
・要介護 3	981 円
・要介護 4	1,137 円
・要介護 5	1,290 円

[7 時間以上 8 時間未満]

・要介護 1	762 円
・要介護 2	903 円
・要介護 3	1,046 円
・要介護 4	1,215 円
・要介護 5	1,379 円

【大規模の場合】

[1 時間以上 2 時間未満]

・要介護 1	357 円
・要介護 2	388 円
・要介護 3	415 円
・要介護 4	445 円
・要介護 5	475 円

[2 時間以上 3 時間未満]

・要介護 1	372 円
・要介護 2	427 円
・要介護 3	482 円
・要介護 4	536 円
・要介護 5	591 円

[3 時間以上 4 時間未満]

・要介護 1	470 円
・要介護 2	547 円
・要介護 3	623 円
・要介護 4	719 円
・要介護 5	816 円

[4 時間以上 5 時間未満]

・要介護 1	525 円
・要介護 2	611 円
・要介護 3	696 円
・要介護 4	805 円
・要介護 5	912 円

[5 時間以上 6 時間未満]

・要介護 1	584 円
・要介護 2	692 円
・要介護 3	800 円
・要介護 4	929 円
・要介護 5	1,053 円

[6 時間以上 7 時間未満]

・要介護 1	675 円
・要介護 2	802 円
・要介護 3	926 円
・要介護 4	1,077 円
・要介護 5	1,224 円

[7 時間以上 8 時間未満]

・要介護 1	714 円
・要介護 2	847 円
・要介護 3	983 円
・要介護 4	1,140 円
・要介護 5	1,300 円

【その他の加算】

次の項目が加算されます

＊医師、機能訓練士その他の職種のものが協働し継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として 1 ヶ月につき次の項目が加算されます。

・リハビリテーションマネジメント加算 11	6 ヶ月以内	560 円
・リハビリテーションマネジメント加算 12	6 ヶ月超	240 円
・リハビリテーションマネジメント加算 21	6 ヶ月以内	593 円
・リハビリテーションマネジメント加算 22	6 ヶ月超	273 円
・リハビリテーションマネジメント加算 31	6 ヶ月以内	793 円
・リハビリテーションマネジメント加算 32	6 ヶ月超	473 円
・リハビリテーションマネジメント加算 4		270 円

＊通所リハビリテーションを行うのに要する時間に応じ、それぞれ次に掲げる項目が加算されます。

・リハビリテーション提供体制加算	3 時間以上 4 時間未満	12 円
・リハビリテーション提供体制加算	4 時間以上 5 時間未満	16 円
・リハビリテーション提供体制加算	5 時間以上 6 時間未満	20 円
・リハビリテーション提供体制加算	6 時間以上 7 時間未満	24 円
・リハビリテーション提供体制加算	7 時間以上	28 円

＊利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に以下の単位が加算されます。

・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20 円
・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5 円

＊医師又は医師の指示を受けた、機能訓練士が、3 ヶ月以内に個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として 1 日につき 110 円が加算されます。

- *入浴介助を行なうこととなっている場合は、入浴介助加算(Ⅰ)40円が加算されます。
- *居宅において入浴介助を行うことが想定される訪問介護等の介助によって入浴が出来るようになることを目的とした場合には、入浴介助加算(Ⅱ)60円が加算されます。
- *認知症であると医師が判断し、機能訓練士が、3ヶ月以内にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーションとして下記が加算されます。
 - ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) 240円/日
 - ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 1,920円/月
- *リハビリテーション実施計画に基づき、生活向上の内容の充実を図るためのリハビリテーションを行った場合は、下記が加算されます。
 - ・生活行為向上リハビリテーション実施加算 6ヶ月以内 1,250円/月
- *低栄養にある利用者に管理栄養士が中心に、栄養ケア計画を作成しサービスを実施した場合に栄養改善加算200円/回が3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月に2回を限度として加算されます。
- *管理栄養士が、介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合には、栄養アセスメント加算として50円が加算されます。
- *口腔機能が低下している利用者に言語聴覚士・看護師等が中心に、口腔機能改善計画を作成しサービスを実施した場合は下記が加算されます。
 - ・口腔機能向上加算(Ⅰ)150円
 - ・口腔機能向上加算(Ⅱ)イ155円/口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ160円
- *若年性認知症の利用者を対象に、その特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合、若年性認知症利用者受入加算60円が加算されます。
- *手厚い医療が必要な要介護3～要介護5の利用者に対して、通所リハビリテーションを行った場合に重度療養管理加算として1日につき100円が加算されます。
- *介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上である場合には、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22円が加算されます。
- *中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合は、中重度者ケア体制加算として1日につき20円が加算されます。
- *利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーション計画を見直し、必要な情報を活用している場合は、科学的介護推進体制加算として40円が加算されます。
- *「1時間以上2時間未満」の通所リハビリテーションを行っている場合には、理学療法士等体制強化加算として、1日につき30円が加算されます。
- *通所リハビリテーションにおいて送迎を行わない場合に場合は、片道につき47円を減算します。
- *リハビリテーションを行い、通所介護事業者等の移行等を支援した場合は、移行支援加算として1日につき12円が加算されます。
- *感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合は、感染症災害3%加算として加算されます。
- *リハビリテーション事業所の医師等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加した場合は、退院時共同指導加算として600円が加算されます。
- *虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として100分の1が減算されます。
- *感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制の計画の策定を未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として100分の1が減算されます。
- *上記基本料金に各種加算を加えて算定した額に、1000分の111に乗じた額を、介護職員処遇改善加算(Ⅰロ)として加算されます。更に地域区分7級地として1000分の17に乗じた額が加算されます。

(2) その他の利用料

① 食費 750 円/回

施設で提供する食事(昼食)をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

② 日用品費 300 円/日 (石鹸、歯ブラシ、シャンプー、ティッシュ、化粧品、おしぼり、タオル等)

③ 教養娯楽費 100 円/日

レクリエーション材料、新聞、週刊誌、趣味の材料費、各種行事等

④ 理美容代 2,100 円/回

通所リハビリテーション実施前、もしくは、実施後に理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。(通所リハビリテーション実施時間中に理美容のご利用はできません。)

(3) お支払い方法

- ・ 利用料は、月末に締めまして翌月 10 日過ぎに請求書を郵送いたします。
- ・ 利用料は、原則として下記のとおり口座引落としてお願いします。

i) 利用料は、月末締め翌月 27 日に引落とされます。但し 27 日が土曜日、日曜日、祝祭日と重なった場合は 28 日もしくは 29 日に引落とされます。尚、領収書は、次月の請求書に同封、又は別途郵送いたします。

ii) 「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」は、利用開始月の 20 日までにお持ち下さい。20 日以降に「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」が届かなかった場合は、2 ヶ月分の施設ご利用料をまとめて引落させていただきます。

iii) 口座引落とし手数料として、毎月 90 円/回が発生します。

<別紙5>

介護予防通所リハビリテーションについて
(令和8年 8月 1日現在)

1. 介護保険証の確認

利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者及び利用者の身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は介護保険負担割合が1割の方の1日あたりの自己負担分です。

尚、負担割合が2割または3割の方は負担額が異なります。

・要支援1	2,268 円/月
・要支援2	4,228 円/月

【その他の加算】

次の項目が加算されます。

＊医師の指示を受けた機能訓練士が利用者の居宅を訪問し、利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として562円が加算されます。

＊利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合は以下が加算されます。

- ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20 円
- ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 円

＊介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上である場合には、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)が加算されます。

- ・要支援1 88 円/月
- ・要支援2 176 円/月

＊利用月から起算して12月を超えて実施した場合は、以下が減算されます。

- ・要支援1・・・120 円/月
- ・要支援2・・・240 円/月

＊低栄養にある利用者に管理栄養士が中心に、栄養ケア計画を作成しサービスを実施した場合に栄養改善加算200円/月が加算されます。

＊管理栄養士が、介護職員等と共同して栄養アセスメントをおこなった場合は、栄養アセスメント加算として50円が加算されます。

＊口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施した場合は以下が加算されます

- ・口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 円/月
- ・口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 円/月

- *若年性認知症の利用者を対象に、その特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合、若年性認知症利用者受入加算 240 円が加算されます。
- *栄養改善・口腔機能向上のサービスを一体的に実施した場合に、1 ヶ月につき次に掲げる費用が加算されます。
 - ・一体的サービス提供加算 480 円／月
- *利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーション計画を見直し、必要な情報を活用している場合は、科学的介護推進体制加算として 40 円が加算されます。
- *リハビリテーション事業所の医師等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加した場合は、退院時共同指導加算として 600 円が加算されます。
- *虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として 100 分の 1 が減算されます。
- *感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制の計画の策定を未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として 100 分の 1 が減算されます。
- *上記基本料金に各種加算を加えて算定した額に、1000 分の 111 に乗じた額を、介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）として加算されます。更に地域区分 7 級地として 1000 分の 17 を乗じた額が加算されます。

（２） その他の利用料

- ① 食費 750 円/回
施設で提供する食事(昼食)をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
- ② 日用品費 300 円/日 (石鹸、歯ブラシ、シャンプー、ティッシュ、化粧品、おしぼり、タオル等)
- ③ 教養娯楽費 100 円/日
レクリエーション材料、新聞、週刊誌、趣味の材料費、各種行事等
- ④ 理美容代 2,100 円/回
通所リハビリテーション実施前、もしくは、実施後に理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。（通所リハビリテーション実施時間中に理美容のご利用はできません。）
- ⑤ おむつ代 実費相当
利用者の身体状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

（３） お支払い方法

- ・ 利用料は、月末に締めまして翌月 10 日過ぎに請求書を郵送いたします。
- ・ 利用料は、原則として下記のとおり口座引落としてお願いします。
 - i) 利用料は、月末締め翌月 27 日に引落とされます。但し 27 日が土曜日、日曜日、祝祭日と重なった場合は 28 日もしくは 29 日に引落とされます。尚、領収書は、次月の請求書に同封、又は別途郵送いたします。
 - ii) 「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」は、利用開始月の 20 日までにお持ち下さい。20 日以降に「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」が届かなかった場合は、2 ヶ月分の施設ご利用料をまとめて引落させていただきます。
 - iii) 口座引落と手数料として、毎月 90 円／回が発生します。

<別紙6>

介護予防短期入所療養介護について
(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者及び利用者の身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は介護保険負担割合が1割の方の1日あたりの自己負担分です。尚、負担割合が2割または3割の方は負担額が異なります。

尚、「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額については<別紙9>をご覧ください。

また、基本料金及び加算の一部は、当施設の施設類型に応じて変更する場合があります。

【超強化型の場合】

<従来型個室>

・要支援1	632 円
・要支援2	778 円

<2・4人床室>

・要支援1	672 円
・要支援2	834 円

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）として、1日につき51円が加算されます。

【在宅強化型の場合】

<従来型個室>

・要支援1	632 円
・要支援2	778 円

<2・4人床室>

・要支援1	672 円
・要支援2	884 円

【加算型の場合】

<従来型個室>

・要支援1	579 円
・要支援2	729 円

<2・4人床室>

・要支援1	613 円
・要支援2	774 円

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）として、1日につき51円が加算されます。

【その他の加算】

次の項目が加算されます。

*医師の指示せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容の食事に、1回につき療養食加算として8円が加算されます。

*入所者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、以下が加算されます。

- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 円／日
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 円／日
- *介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上である場合には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22 円が加算されます。
- *理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合には、個別リハビリテーション実施加算として 240 円が加算されます。
- *医師が認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した場合、認知症行動・心理症状緊急対応加算（7 日限度）200 円が加算されます。
- *若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として 120 円が加算されます。
- *入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき 184 円が加算されます。
- *利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により投薬、検査、注射、処置等を行った場合は緊急時治療管理加算 518 円が加算されます。
- *夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合に於いては、夜勤職員配置加算として 24 円が加算されます。
- *短期入所を利用することが計画されていない要介護者に対し、治療管理を目的とし短期入所療養介護を利用した場合に総合医学管理加算として 275 円／日が加算されます。
- *事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合は、1 月に 1 回に限り口腔連携強化加算 50 円が加算されます。
- *介護ロボットや I C T 等の導入・見守り機器等のテクノロジーを導入し業務改善を継続的行った場合は、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100 円／生産性向上推進体制加算（Ⅱ）10 円がそれぞれ加算されます。
- *虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として 100 分の 1 が減算されます。
- *感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制の計画の策定を未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として 100 分の 1 が減算されます。
- *身体拘束等の適正化のための措置が講じてられていない場合は、身体拘束廃止未実施減算として 100 分の 1 が減算されます。
- *虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として 100 分の 1 が減算されます。
- *上記に各種加算を加えて算定した額に、1000 分の 97 に乗じた額、介護職員処遇（Ⅰロ）として加算されます。更に地域区分 7 級地として 1000 分の 14 を乗じた額が加算されます。

（２） その他の利用料

- ① 食費（1 日当たり） 1,800 円（内訳 朝 400 円 昼 750 円 夕 650 円）
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 居住費（療養室の利用費）（1 日当たり）
 - ・従来型個室 1,728 円
 - ・多床室 567 円
 （ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

③ 特別な室料（１日当たり）

- ・ 従来型個室 2,200 円（認知症専門棟は除く）
- ・ ２人床室 1,650 円（認知症専門棟は除く）

④ 理美容代 2,100 円/回

⑤ 日用品費 400 円/日（石鹸、歯ブラシ、シャンプー、ティッシュ、化粧品、おしぼり、タオル等）
教養娯楽費 100 円/日（レクリエーション材料、新聞、週刊誌、趣味の材料費等）

⑥ リハビリ衣 外部委託のリース会社に依頼。 450 円/日（税込）

⑦ その他 利用者が選定する特別な食事を依頼される場合にお支払いいただきます。
（その都度実費相当）

（３）お支払い方法

- ・ 利用料は、月末に締めまして翌月 10 日過ぎに請求書を郵送いたします。
- ・ 利用料は、原則として下記のとおり口座引落としてお願いします。

i) 利用料は、月末締め翌月 27 日に引落とされます。但し 27 日が土曜日、日曜日、祝祭日と重なった場合は 28 日もしくは 29 日に引落とされます。尚、領収書は、次月の請求書に同封、又は別途郵送いたします。

ii) 「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」は、利用開始月の 20 日までにお持ち下さい。20 日以降に「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」が届かなかった場合は、2 ヶ月分の施設ご利用料をまとめて引落させていただきます。

iii) 口座引落とし手数料として、毎月 90 円／回が発生します。

<別紙 7>

(介護予防) 訪問リハビリテーションについて
(令和 8 年 8 月 1 日現在)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人静和会 介護老人保健施設 あさいケアセンター
代表者氏名	理事長 浅井 禎之
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	千葉県東金市家徳157-1 電話番号：0475-58-6781(代) ファックス番号：0475-58-8213
法人設立年月日	平成2年11月20日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人静和会 介護老人保健施設 あさいケアセンター
介護保険指定 事業所番号	1 2 7 1 8 0 1 4 7 2
事業所所在地	千葉県東金市家徳157-1
連絡先 相談窓口	電話番号：0475-58-6781(代) ファックス番号：0475-58-8213 支援相談員
事業所の通常の 事業の実施地域	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町、八街市及び茂原市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人静和会が開設するあさいケアセンターが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、居宅での生活を1日でも長く継続できるように、理学療法士等が必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。
運営の方針	事業は、利用者が要介護または要支援状態となった場合において、居宅での生活を1日でも長く継続できるように、理学療法士等が必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、日曜日及び12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時00分から午後5時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、土・日曜日及び1月1日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時00分

(5) 事業所の職員体制

管理者	小川 友裕
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士等、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、指定訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人に説明し同意を得ます。作成した計画は交付します。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	理学療法士 2 名 作業療法士 1 名

3 提供するサービスの内容及び利用料金について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
指定訪問リハビリテーション	利用者が可能な限り居宅において、生活を1日でも長く継続できるように、理学療法士等が必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上を目指します。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分等	基本単位	利用料	利用者負担額	
			1割負担	2割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 訪問リハビリテーション (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	308	3,080円	308円	616円

区分等	基本単位	利用料	利用者負担額	
			1割負担	2割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 介護予防訪問リハビリテーション (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	298	2,980円	298円	596円

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本 単位	利用料	利用者負担額		算定回数 等
			1割負担	2割負担	
短期集中個別リハビリテーション実施 加算	200	2,000円	200円	400円	1日につき
認知症短期集中リハビリテーション実施 加算（介護のみ）	240	2,400円	240円	480円	1日につき
移行支援加算（介護のみ）	17	170円	17円	34円	1日につき
サービス提供体制強化加算	6	60円	6円	12円	1回につき
リハビリテーションマネジメント加算 1 （介護のみ）	180	1,800円	180円	360円	1月につき
リハビリテーションマネジメント加算 2 （介護のみ）	213	2,130円	213円	426円	
リハビリテーションマネジメント加算 3 （介護のみ）※医師説明と同意した場合	270	2,700円	270円	540円	
口腔連携強化加算	50	500円	50円	100円	
退院時共同指導加算	600	6000円	600円	1,200円	1回

- *当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額85/100となります。
- *虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として100分の1が減算されます。
- *感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制の計画の策定を未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として100分の1が減算されます。
- *当事業所の医師が診察を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを実施した場合は、1回につき50単位を減算します。
- *利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合は、30円が減算されます。（予防のみ）
- *地域区分別の単価(7級地 10.17円)が加算されます。
- *上記基本料金に各種加算を加えて算定した額に、1000分の15に乗じた額を、介護職員処遇改善加算として加算されます。
- *利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
- *短期集中リハビリテーション実施加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。
退院（退所）日または要支援認定を受けた日から起算して1か月以内の期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり40分以上、退院（退所）日または要支援認定を受けた日か

ら起算して1か月を超えて3か月以内の期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

退院（退所）日または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

- *認知症短期集中リハビリテーション加算は、認知症であると医師が判断し、機能訓練士が、3ヶ月以内にリハビリテーションを集中的に行った場合に加算されます。
- *リハビリテーションマネジメント加算は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に訪問リハビリテーションの質を管理したことを評価し加算されます。（イ）～（ロ）によって内容が異なります。
- *移行支援加算は、訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者の社会参加等を支援し通所介護等に移行させた者が一定の割合を占めた場合に加算されます。
- *サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合に加算されます。
- *退院時共同指導加算とはリハビリテーション事業所の医師等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加した場合に加算されます。
- *口腔連携強化加算は、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行います。

4 請求及びお支払い方法について

①請求方法	利用料は、月末に締めまして翌月10日過ぎに請求書を郵送いたします。
②お支払い方法	・利用料は、原則として下記のとおり口座引落としてお願いします。 1 利用料は、月末締め翌月27日に引落とされます。但し27日が土曜日、日曜日、祝祭日と重なった場合28日もしくは29日に引落とされます。尚、領収書は、次月の請求書に同封、又は別途郵送いたします。 2 「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」は、利用開始月の20日までにお持ち下さい。20日以降に「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」が届かなかった場合は、2ヶ月分のご利用料をまとめて引落させていただきます。 3 口座引落とし手数料として、毎月90円／回が発生します。 ・領収書は、必ず保管されますようお願いいたします（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）。

- *利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由なく1か月分滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更をご希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談窓口	支援相談員
	連絡先電話番号	0475-58-6781
	同ファックス番号	0475-58-8213
	受付日及び受付時間	月～土、9:00～17:30

＊担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行います
が、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士等は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (5) サービス提供を行う職員による吸引行為は、原則行わないこととしております。

7 虐待・ハラスメント防止の取り組み

- (1) 相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。
- (2) 虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。
- (3) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとします。

8 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延に関する取り組みに向け、指針の整備・対策を検討する委員会の定期的開催と職員への周知・研修や訓練の実施等を行っています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	1 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 2 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者がお住まいの市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

なお、当施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	ウォームハート
補償の概要	賠償責任保険普通保険

11 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じます。また、職員に対する周知・研修・訓練を実施し、計画の見直しを行います。

- 12 心身の状況の把握
指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。
- 13 居宅介護支援事業者等との連携
(1) 指定訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。
- 14 サービス提供の記録
(1) サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- 15 衛生管理等
(1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 16 訪問リハビリテーションの禁止行為
指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。
- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (4) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (5) その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- 17 サービス提供に関する相談、苦情について
(1) 苦情処理の体制及び手順
ア 提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- 1) 苦情内容の聞き取り、把握
- 2) 問題が生じた部署に苦情内容の伝達
- 3) 問題が生じた部署での対処の問題点の把握
- 4) 管理者等施設責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題を伝達する。
- 5) 施設としての意思決定（謝罪、事実の伝達、県市町村への報告等）
- 6) 施設における反省事項の整理
- 7) 苦情処理台帳への記載

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 苦情受付担当窓口：あさい ケアセンター 事務課	所 在 地 千葉県東金市家徳157-1 電話番号 0475-58-6781 (代) ファックス番号 0475-58-8213 受付時間 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 東金市市民福祉部高齢者支援課	所 在 地 千葉県東金市東岩崎1-1 電話番号 0475-50-1211
【公的団体の窓口】 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	所 在 地 千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号 043-254-7428

個人情報の利用目的

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

あさいケアセンターでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

「国が定める利用者負担限度額段階(第1～3段階)」に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理人の方)が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります)
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。

利用者負担段階	所得要件		資産要件 ()内は配偶者有
第1段階	世帯全員が住民税非課税	生活保護受給者	要件なし
		老齢福祉年金受給者	1,000万円 以下 (2,000万円)
第2段階		前年の合計所得金額+年金収入が80万9千円以下	650万円 以下 (1,650万円)
第3段階①		前年の合計所得金額+年金収入が80万9千円超120万円以下	550万円 以下 (1,550万円)
第3段階②		前年の合計所得金額+年金収入が120万円超	500万円 以下 (1,500万円)

世帯を分離している配偶者を含む

負担額一覧表(1日当たりの利用料)

	食 費		居住費(個室)	居住費(多床室)
	施設入所者	ショートステイ		
第1段階	300	300	550	0
第2段階	390	600		430
第3段階①	680	1,030	1,370	
第3段階②	1,420	1,360	1,470	【室料あり】 530
				【室料なし】 430

利用同意書 兼 契約書

介護老人保健施設 あさいケアセンターのサービス（介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション）を利用するにあたり、利用約款及び＜別紙１＞から＜別紙９＞を受領し、これらの重要事項に関する内容に関して、十分に理解した上で締結します。

令和 年 月 日

<利用者>

〒

住所

氏名

<利用者の身元引受人①>

〒

住所

署名 (続柄)

電話番号 携帯番号

<利用者の身元引受人②>

〒

住所

署名 (続柄)

電話番号 携帯番号

【本約款第6条の請求書・領収書の送付先】

※利用者以外で送付を希望される方のみご記入下さい

氏 名	(続柄)		
住 所			
電話番号		携帯番号	

【本約款第10条3項緊急時および第11条3項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)		
住 所			
電話番号		携帯番号	